

会 費 徴 収 規 程

公益財団法人 大分県総合雇用推進協会

(趣 旨)

第1条 公益財団法人大分県総合雇用推進協会定款（以下「定款」という。）第37条第2項の規定に基づき、賛助会員が納入すべき会費の額は、この規程の定めるところによる。

(賛助会員)

第2条 定款第37条第1項に規定する賛助会員は、次のとおりとする。

- ①企業会員 ②団体会員 ③市町村会員 ④個人会員
- ⑤その他の会員

2. 賛助会員に加入する者は、入会申込書を会長宛に提出することとする。

(会費の額)

第3条 賛助会員が納付すべき会費の額は、次のとおりとする。

① 企業会員

年額1口1万円とし、その負担口数は次の基準による。

従業員規模	99人以下	1口以上
	100人以上299人以下	2口以上
	300人以上499人以下	3口以上
	500人以上999人以下	4口以上
	1000人以上	5口以上

② 団体会員

年額1口1万円とし、その負担口数は1口以上とする。

③ 市町村会員

市については一律3万円+人口階級別による。

(人口階級別)

人口3万人未満	3万円
人口3万人以上5万人未満	4万円
人口5万人以上7万人未満	6万円
人口7万人以上10万人未満	8万円
人口10万人以上20万人未満	10万円
人口20万人以上	18万円

町については一律1万8千円とし、村については一律1万5千円とする。

④ 個人会員 ⑤ その他の会員

年額1口5千円とし、その口数は1口以上とする。

2. 平成11年4月の協会統合前の会費については、当分の間従前の会費を納付すべき会費の額とすることができる。

(会費の使途)

第4条 会費は、公益目的事業会計に2割の範囲内で使用し、他を法人会計で使用する。

(会費の納入期日)

第5条 会費は、毎年度6月末日までに納付するものとする。ただし、年度中途に入会した会員については、入会日の属する月の翌月の末日までとする。

(会費の返還)

第6条 納入済みの会費は、会員が年度中途に退会しても返還しない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。